

# 尾花沢市立福原中学校部活動方針

尾花沢市立福原中学校

## 1 基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツあるいは芸術を楽しむことで運動活動や文化活動の習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフあるいは芸術ライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長を促す。
- (2) 部活動への加入については任意とし、自主的な活動が行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導に係る体制を構築するとともに、部活動に係る経費は学校として一律集金しないものとする。
- (4) 部活動に係る事項については、尾花沢中学校と連携を密にし、スムーズな統合となるよう十分に留意する。

## 2 休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
  - ① 月曜日および木曜日とする。ただし、中体連または中文連主催の大会やコンクールの2週間前より木曜日の活動を可とする。
  - ② 土曜日、日曜日および祝日とする。ただし、この期間、中体連または中文連主催の大会やコンクールがある場合、学校として出場できるものとする。
- (2) 活動時間
  - ① 登校日の活動は2時間程度までとする。
  - ② 長期休業中の活動は3時間程度とする。なお、連続した休養日を設定し、活動計画一覧に事前に示し、校長の許可を得る。
- (3) 始業前の活動について  
原則、禁止とする。  
ただし、校長が、中体連または中文連主催の大会やコンクールの前や活動場所の割り当て等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。
- (4) その他
  - ① 定期テスト前においては、校長が定めた適切な期間は部活動休止とする。
  - ② 長期休業中における練習試合等も上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。ただし、競技種目等の運営や内容の性格上、どうしても活動時間が超過する場合は、部活動顧問は事前に校長の許可を得るとともに、予定される超過時間分の休養を活動計画一覧に示す。

## 3 未来クラブをはじめとする外部クラブ等の活動について

- (1) 部活動主任は、部員が外部クラブ等に所属して活動している場合、その実態を把握し、校長に報告するとともに、教職員にも周知する。また、部活動顧問は、その部員や保護者には、必要があれば、校長の判断のもと部活動内容や活動時間に指導・助言を行う。
- (2) 部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認する。
- (3) 部活動顧問は、部員が所属している外部クラブ等が、生徒の過度な負担とならな

いよう、部活動と外部クラブ等の活動日・活動時間を合わせても、上記2の基準内の活動となるように、外部クラブ関係者（コーチ等）、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。

#### 4 各種大会やコンクールの参加について

中体連主催及び中文連主催の大会やコンクールについては、校長に出場許可を得る。また、部活動顧問は、保護者に対し、そのことを周知する。なお、それ以外の各種協会等主催の大会やコンクールについては、学校からの出場はしない。

#### 5 活動計画及び活動実績について

(1) 部活動顧問は、適切な活動計画を記した上で校長に提出し、活動許可を事前に得る。また、変更がある場合も事前に校長に相談する。その際、活動変更に見合った休養予定も設定した上で校長の許可を得る。

(2) 部活動顧問は、校内で定めた期間内に、その活動実績を校長に提出する。

#### 6 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携について

部活動運営委員会を設置し、委員に部活動方針を説明し、理解と協力を得るとともに、保護者、生徒、部活動関係者及び地域からの理解と協力を得るよう働きかける。なお、部活動運営委員会は、部活動後援会と兼ねるものとする。

#### 7 その他

(1) 全教職員は、部活動も含む学校教育のあらゆる場面において、体罰や暴言等のないよう、あわせて、生徒同士に過度なあつれきが起こらないよう細心の注意を払う。

(2) 部活動に係る経費の一律集金をすべて廃止する。また、部活動後援会会則および運営細則を示し、部活動に係る経費の一部を負担するとともに、それ以外に必要な経費が生じた場合は、各部活動保護者会で対応するものとする。

上記以外の事項や課題が生じた場合は、尾花沢市教育委員会における尾花沢市中学校部活動方針に則って判断・実施する。

#### 附則

2019年3月31日策定、翌4月1日実施

2024年4月 1日改正